

1. 計画の趣旨

山梨市では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)までを見据え、誰もが住み慣れた地域で最後までその人らしく暮らせる地域社会づくりを目指し、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される体制(地域包括ケアシステム)の構築に取り組んできました。

第8期介護保険事業計画は、「地域共生社会」の考え方を踏まえ、継続して地域包括ケアシステムの整備を進めるとともに、さらに現役世代が急減することが見込まれている令和22年(2040年)も念頭に置き、高齢者自身も役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせるまちづくりに向け、策定するものです。

2. 計画の位置づけ

- ◎ 本計画は、老人福祉法第20条の8に規定された「高齢者福祉計画」と、介護保険法第117条に規定された「介護保険事業計画」とを一体的に策定するものであり、「高齢者全般にわたる総合的な計画」という位置づけになります。
- ◎ 本計画は、本市の最上位計画である「山梨市まちづくり総合計画」、福祉関連計画の上位計画である「山梨市地域福祉計画」、その他関連計画及び国・県の計画等との連携・整合性を図りながら推進します。

3. 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間です。

4. 基本理念

高齢者自身が住み慣れた地域で、健康な心と体を維持し、知恵や経験を発揮しながら、元気で明るく生きがいを持って前向きな気持ちで暮らしていくことは、とても大切なことです。

高齢者自身も社会を支える一員として、健康で歳を重ねながら積極的に社会活動に参加するとともに、介護が必要になっても可能な限り自立し、尊厳ある生活を安心して過ごすことができるよう、地域全体で支援していくことが求められています。

よって、本市では、基本理念を以下のとおりとし、地域住民と行政との協働による地域づくりを積極的に推進するものとします。

基本理念

いきいきと仲間とともに担う
支えあいと安心のまちづくり



5. 計画の基本的方向と基本目標

高齢者福祉施策・介護保険事業施策の推進にかかる基本的方向と基本目標を次のとおり定め、そのための施策・事業を展開していきます。

基本的方向

- (1) 高齢者本人が役割・生きがいを見出し、地域の中で暮らし続けていける、地域包括ケアシステムの推進
- (2) 要支援・要介護状態にならないため、地域支援事業への参加につなげる体制の整備
- (3) 介護予防を重視した事業体系の展開
- (4) 在宅サービスを重視したサービス体系の展開
- (5) 認知症ケアの積極的導入
- (6) 医療との連携による、在宅要介護者の支援
- (7) 高齢者の尊厳を守る（虐待防止、成年後見制度支援などの権利擁護）取組の推進

基本目標 1 住みなれたまちで健康に暮らし続ける

「高齢者が住みなれたまちで健康に暮らし続ける」という基本目標実現のためには、高齢者一人ひとりの状況に応じて住まい・医療・介護・介護予防・生活支援サービスが、切れ目なく提供できる体制を整えていく必要があります。

少子高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、市民のニーズは複雑、多様化してきています。本市では地域共生社会の実現を目指し、子ども、高齢者、障害者など世代や分野を超えて、総合的な地域包括支援体制や相談体制の整備を推進していきます。

主な施策・事業

- (1) 地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現
- (2) 介護予防・地域支援事業の推進
- (3) 生活の支援
- (4) 認知症の予防と支援
- (5) 権利擁護への取組
- (6) 家族介護の支援
- (7) 医療と介護の連携
- (8) 自立支援と重度化防止等に向けた取組





基本目標 2 自立した自分らしい生活を目指す

介護保険法の基本理念である「自立支援」をより徹底する観点から、軽度の要介護認定者に対する保険給付では、「今後は自分でした方がよいと考える生活行為を自分でできるようになること」を目標に、利用者一人ひとりの状態にあったサービスを組み合わせることにより、状態の悪化防止を目指します。

また、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心・安全な生活を送れるようなサービスの提供を図ります。

▶▶ 主な施策・事業

- (1) 予防給付サービスによる要介護状態の重度化防止
- (2) 介護給付サービスの充実
- (3) 適切なケアマネジメントによる重度認定者の悪化防止

基本目標 3 地域の中で元気に活躍する

高齢者同士の交流を重ねることは、仲間づくりの機会になるだけでなく、高齢者自身が地域の課題や高齢者を取り巻く環境について考えるきっかけともなるため、交流機会の拡充に向けて取り組みます。

また、高齢者が培ってきた知識や経験を生かして、地域の抱えている課題の解決に向けての取組や、育児や介護者への支援など、高齢者の活躍の場の拡充を図ります。

さらに、高齢者一人ひとりが豊かで充実した人生を送ることができるよう、仲間とともに学んだり、スポーツ・レクリエーション活動に楽しみながら参加できるような講座や教室の充実を図ります。

今後も地域住民による支えあい、助け合い活動の促進を図ることにより、地域住民の自主的な活動の促進及び活性化を目指し、高齢者が地域の中で元気に活躍する場の拡充を支援します。

▶▶ 主な施策・事業

- (1) 地域を担う人材として主体的に活動する
- (2) 経験を生かし、いきいきと活躍する
- (3) 仲間とともに学びスポーツを楽しむ



基本目標 4

誰にでもやさしい安全なまちづくりを目指す

災害や事件・事故・感染症などあらゆる危険から高齢者の安全を確保できるように、関係機関との連携体制の強化を図るとともに、地域住民への協力要請を行ない、住民と行政との協働による安全・安心なまちづくりを推進します。特に、新型コロナウイルス対策を行うとともに、新しい生活様式に応じた高齢者向け感染症対策を推進します。

また、高齢者等が利用しやすいような福祉的配慮のある整備を行なうことが、すべての住民にとってもやさしいまちづくりであるという考え方から“支えあう人にやさしいまちづくり”を基本理念とした「山梨市バリアフリー基本構想」に基づき、道路・公共施設・公共性の高い建築物等でのバリアフリー整備を推進するとともに、関係機関への働きかけや住民への啓発活動も行なっていきます。

▶▶ 主な施策・事業

- (1) 高齢者を感染症・災害・犯罪から守る
- (2) 誰にでもやさしいまちづくり

6. 第8期計画期間の介護保険料



第8期計画期間に、新たに1か所の施設（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）の整備を予定しており、これを踏まえた介護サービス量を推計すると、計画期間中の保険料収納必要額は約26.1億円となります。

この金額に、保険料予定収納率や被保険者数を勘案し算出すると保険料基準額となり、本市における第8期の介護保険料は、第7期から約6%減の6,270円（月額）となります。

◎ 第8期計画期間中の保険料基準額

項目	数値
A：保険料収納必要額	2,608,125,882円
B：保険料予定収納率	98.5%
C：所得段階別加入割合補正後の被保険者数	35,172人
第8期介護保険料（A÷B÷C）	月額 6,270円
	年額 75,240円

※ 前期（第7期）計画期間の介護保険料：月額6,670円（年額80,040円）

山梨市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画 概要版

発行：山梨市 介護保険課

住所：〒405-8501 山梨市小原西 843

TEL：0553-22-1111(代表)

FAX：0553-23-2800